

## ■ 市長から市民のみなさんへ

市長 白井 博文



### ■ 本市の「入札」についてお話しします

入札というと市民生活からかけ離れたものと思われるかも知れませんが、実は市民にとってとても重要な関係があるのです。中でも、道路や下水道、学校の建設等の公共工事は、より快適で長持ちする良質な施設をより安く手に入れることが求められます。市民のみなさんから納めていただいた税金を無駄遣いすることなく、大切に有効に使うことを心がけねばなりません。そのためには、誠実でその工事の施工に対して十分な技術と能力を持った業者を受注者とすることが必要です。また、市内業者の育成と市内の産業振興に寄与するため、指名競争入札においては市内業者を優先して指名しています。

工事価格の仕組みは、国や県の積算基準や物価資料等に基づき適正な価格を算定します。これを「予定価格」とよび、入札の結果この価格以下でないと市は発注することができません。入札は業者からいけば受注のための競争ですから、基本的には最も安い申し込み（入札）をした業者と契約を交わすこととなります。安ければ安いほど良いことのように思われるかも知れませんが、不当な安価は、不良工事を生むこととなりますし、建設業等の健全な発達を阻害するとともに、技術水準を低下させるといわれています。最良の形は、適正な価格で責任ある業者と契約を締結することです。本市では国の指導もあり、「低入札価格調査制度」の導入など入札制度の改善に取り組んできました。

この制度は、最も安い価格で申し込みをした者が自動的に落札者になるのではなく、設計金額に一定の係数をかける方法で算出した「調査

基準価格」（適正に工事が履行できるかどうかの分岐点）をあらかじめ定めておき、この価格以下の入札業者に対しては、その業者から直接聞き取りなどして、適正な履行が可能と判断された場合にのみ、契約の相手方とするというものです。この制度により、受注業者が極端に安価な金額で公共工事を受注することがなくなり、下請業者へのしわ寄せの防止や、労働条件の確保、安全対策の不徹底等の弊害の防止がなされてきました。

税金を使って行う公共工事の発注は公正でなければなりません。「公正さ」は、適正な競争と透明な手続きを通じて生み出されます。そこで、入札経緯の透明性を確保するため、工事の入札に関する情報開示や苦情申立ての制度を今年の3月から実施しています。入札後5日間、入札参加者は設計図書に関する情報開示を請求することができ、かつ入札に関する苦情申立てを書面で行うことができます。苦情申立てに対しては、その回答を入札参加者全員に周知します。この方法を利用することで、より公正で入札参加者にとっても納得できる入札制度にしたいと考えています。

また、入札で特に注意しなければならない「談合」などの不正行為は、警察との密接な連携により厳正に対処します。

入札に関する情報は、市ホームページ（トップページ→企業・事業者→入札・契約）に掲載しています。一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

対話の日

8月27日(月) 19:00 ~  
保健センター